

平成 年 月 日

保護者様

すみれ幼稚園
園長丸山典子

幼稚園で予防すべき伝染病と出席停止について

下記の感染症にかかりますと他の園児に伝染する恐れがありますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。その間は欠席扱いには成りませんので、病気が治り登園する場合は、別紙の医師の証明書をいただいて提出して下さい。

| | 感染症の種類 | 出席停止の期間 |
|-----|---|--|
| 第1種 | <ul style="list-style-type: none">・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）・鳥インフルエンザ（H5N1） | <ul style="list-style-type: none">・ 治癒するまで |
| 第2種 | <ul style="list-style-type: none">・インフルエンザ（鳥インフルエンザ【H5N1】を除く）・百日咳・麻しん（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | <ul style="list-style-type: none">・発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで・解熱した後3日を経過するまで・耳下腺、愕下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで・発疹が消失するまで・すべての発疹が痂皮化するまで・主要症状が消退した後2日を経過するまで・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで <p>【注意】 ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。</p> |
| 第3種 | <ul style="list-style-type: none">・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎溶連菌感染症（しょうこう熱）など | <ul style="list-style-type: none">・症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなします。

主治医様

すみれ幼稚園
園長丸山典子

ご多忙のところおそれいりますが、下記証明書は出席可能になりましたら、
ご記入のうえ保護者にお渡し下さい。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----

証 明 書

すみれ幼稚園長様

園児氏名

(生年月日 平成 年 月 日生)

病名 「 」

上記の者は 月 日より出席停止となっていましたが、他に伝染の
おそれがなくなりましたので、 月 日から出席しても良いと考えます。

備考

平成 年 月 日

医 師

